

Question	Answer		
	寄付講座等	社会連携講座等	国立研究開発法人連携講座等
<b>【講座等の設置・運営に関すること】</b>			
1 講座等の設置が可能となる運営経費の規模としてはいくらくらいを想定しているのか。	講座等には専任の教員を雇用するため、人件費等および研究支援経費を考慮すると、最も小規模な講座等でも年間2,000万円以上とすること。	同左	同左
2 講座等の名称に出資元の名前を使用できるか。	寄付講座等の名称には、寄附者が明らかとなるような文句を付すことができる（寄付講座等要項第4の2）。	当該講座等における教育研究の内容を示す名称を付すものとし、講座等名称に企業名を付すことは認めない。	当該講座等における教育研究の内容を示す名称を付すものとし、講座等名称に法人/企業名を付すことは認めない。
3 社会連携講座等について、設置契約書と共同研究契約書を分けて締結する場合と、「設置契約書兼共同研究契約書」を使用して締結する場合の違いはなにか。	/	契約相手が1機関または複数機関でも研究（知財等）管理を同一に取りまとめることができれば、「設置契約書兼共同研究契約書」を用いて、1本の契約を結ぶ。この場合、申込書は各機関毎に、「社会連携講座等設置兼共同研究申込書」を提出する。 一方、契約相手が複数機関で、機関毎の研究（知財等）管理が必要かつ可能な場合は、従来通り、機関毎に共同研究契約を結ぶ。この場合、設置契約は1本の契約として複数機関が連名で契約を締結し、申込については、社会連携講座等設置申込書および共同研究申込書の両方が必要となる。	同左。なお、様式は国立研究開発法人講座等用のものを使用すること。
4 寄附申込書または設置申込書（社会連携講座等設置兼共同研究申込書含む）はいつ本部へ提出すればよいか。	原則、概要等の提出に併せて提出する。概要等は附議したい科所長会議の前々週の月曜日までに提出することとし、可能な限り設置・更新・変更日より前の科所長会議に附議すること。	原則、概要等の提出に併せて提出する。概要等は附議したい科所長会議の前々週の月曜日までに提出することとし、可能な限り設置・更新・変更日より前の科所長会議に附議すること。また、設置契約書（設置契約書兼共同研究契約書含む）については締結後速やかに提出すること。	同左

Question	Answer		
	寄付講座等	社会連携講座等	国立研究開発法人連携講座等
5 複数の企業等からの出資で講座等を設置する場合は、どのように取り扱えばよいか。	各社（者）からの寄附申込書をそろえること。	各機関からの設置申込書（設置契約書兼共同研究申込書含む）をそろえた上で、契約書を締結する。 契約書の取り扱いについては、Q3を参照。	同左。
6 複数部局が連携して、講座等を設置することは可能か。	他部局の教員が当該講座等に協力することは可能であるが、部局単位で連携する制度は現在ないため、研究推進企画課まで事前に相談すること。	同左	同左

Question	Answer		
	寄付講座等	社会連携講座等	国立研究開発法人連携講座等
7 この講座等の制度では、何か特別な配慮はしているか。	<p>大学の公益性と企業の利益追求との関係をどのようにして適切な状態に保つのが重要で、かつ、本制度の実施に当たっては、大学本来の業務に支障を来さないようにすることが必要である。</p> <p>また、講座等設置の趣旨から社会への説明責任を果たす必要や教育研究活動に大学の主体性が確保されているか確認する必要があると考える。</p> <p>なお、評価委員会を設置し、評価を実施することを義務づけてはいない。</p>	<p>大学の公益性と企業の利益追求との関係をどのようにして適切な状態に保つのが重要で、かつ、本制度の実施に当たっては、大学本来の業務に支障を来さないようにすることが必要である。</p> <p>また、講座等設置の趣旨から社会への説明責任を果たす必要や教育研究活動に大学の主体性が確保されているか確認する必要があると考える。</p> <p>東京大学社会連携講座等に関する規則第11条に示すとおり、評価委員会を設置して、当該社会連携講座等が、規則第2条の目的、第3条の設置及び運営の原則に則って適切な運用が行なわれているか等、モニタリングできる仕組みとして評価の実施を義務付けている。</p>	<p>大学の公益性と法人／企業の利益追求との関係をどのようにして適切な状態に保つのが重要で、かつ、本制度の実施に当たっては、大学本来の業務に支障を来さないようにすることが必要である。</p> <p>また、講座等設置の趣旨から社会への説明責任を果たす必要や教育研究活動に大学の主体性が確保されているか確認する必要があると考える。</p> <p>東京大学国立研究開発法人連携講座等に関する規則第11条に示すとおり、評価委員会を設置して、当該社会連携講座等が、規則第2条の目的、第3条の設置及び運営の原則に則って適切な運用が行なわれているか等、モニタリングできる仕組みとして評価の実施を義務付けている。</p>
8 設置期間が満了したが、残額が生じた。講座等の更新の予定もない場合、どのように取り扱うべきか。	<p>原則、寄付講座等の概要に則り、教育研究を行うこととなるため、残額は生じないものとする。</p> <p>ただし、万が一、残額が生じた場合には、どうするか明確な規則はないため、部局に任せている。寄付講座の運営資金から、通常の寄附金に振り替えて処理するケースが多いが、その場合は、部局と寄附元、場合によっては講座の教員（研究者）それぞれの合意の上で行うこと。</p>	<p>設置契約書に従うため、残額は生じないものとする。</p> <p>なお、万が一、残額が生じた場合には連携機関（企業等）と協議のうえ取り扱うこと。</p>	<p>設置契約書に従うため、残額は生じないものとする。</p> <p>なお、万が一、残額が生じた場合には連携機関（国立研究開発法人）と協議のうえ取り扱うこと。</p>

Question	Answer		
	寄付講座等	社会連携講座等	国立研究開発法人連携講座等
9 教育研究を行う過程で計画等に変更が生じた結果、設置期間満了時に期間延長できる程の残額が発生することが判明した。その場合、その残額を使用して延長は可能か。	原則、寄付講座等の概要に則り、教育研究を行うこととなるため、残額は生じないものと考ええる。 万が一、計画等の変更により残額が生じた場合には、可能かどうかを判断させていただくため、教育研究上、延長が必要な理由、残額が発生した理由および今後の執行計画を明確にした上で、研究推進企画課まで事前に相談すること。	契約書に則り、教育研究活動を行い、経費を執行するため、残額は生じないと考ええる。	同左
10 当初予定の設置期間満了より前に講座等を短縮して終了したい場合はどのように取り扱えばよいか。	以下の項目を確認の上、研究推進企画課まで事前に相談すること。 ・短縮が必要な理由 ・短縮による教育研究上の問題 ・短縮後の特任教員等の雇用予定 ・学生の履修計画等への支障の有無 ・短縮についての寄附者（出資元）の了承 ・残額の振替方法に関する寄附者の了承	契約書に則り、教育研究活動を行うため、期間短縮は発生しないと考ええる。	同左
11 連携研究機構に研究部門を設置することは可能か。	可能である。	同左	同左

Question	Answer		
	寄付講座等	社会連携講座等	国立研究開発法人連携講座等
<b>【講座等の教員に関すること】</b>			
12 講座等教員として、出資元の研究者は雇用できないのか。	<p>教員としては雇用できない。</p> <p>寄付講座を実施していく上では、本学の教育研究における自主性や研究テーマの公益性が確保されることが大前提となる。</p>	<p>教員としては雇用できない。</p> <p>寄付講座と同様に、社会連携講座を実施していく上では、本学の教育研究における自主性や研究テーマの公益性が確保されることが大前提となる。</p> <p>同講座を実施するために、当該民間機関所属の研究者の参加が不可欠であれば、教員としてではなく、共同研究員として参画してもらうのが適切である。共同研究をベースにして運営する講座なので、一定の制度的制限を設けておくことが、大学の自主性に対する社会的説明責任を果たす上でも必要である。</p> <p>※東京大学社会連携講座等に関する規則第5条に該当する場合にのみ、独立行政法人の研究者を教員として雇用できるものとする。</p>	<p>同左</p> <p>※東京大学国立研究開発法人連携講座等に関する規則第9条の2に該当する場合にのみ、独立行政法人の研究者を教員として雇用できるものとする。</p>
13 専任の特任教員を選考中であるなどの理由により、教員がいない状態で講座を開始できるか。	<p>できない。</p> <p>教員がいない講座の設置は認められないため、設置開始日に専任の特任教員がいない場合は、本学の常勤教員に兼務発令を行い、当該講座に兼務させること。</p>	同左	同左
14 本学の承継教員が講座等に関与する場合、兼務発令は必須か。	専任教員が配置されている場合、兼務発令は必須ではなく、当該教員の講座等に対する関与の程度によって判断すること。	同左	同左

Question	Answer		
	寄付講座等	社会連携講座等	国立研究開発法人連携講座等
<b>【その他】</b>			
15 講座と研究部門の違いはなにか。	学部及び研究科等の教育研究を行う大学院組織等に置くものを「講座」、附置研究所及び全学センター等の教育研究を行う組織に置くものを「研究部門」と称する。	同左	同左
16 寄付講座・研究部門と社会連携講座・研究部門の違いはなにか。	”社会連携講座と寄付講座の違い”を参照のこと。	同左	—
17 講座等の成果物について、出資元はどういった関わりを持つことができるか。また、講座で用いられたテキスト・データ・資料等について、使用したり利用したりする特別な権利のようなものは認められるのか。	研究成果物について、寄附者は知的所有権を有さない。ただし、広報やIR等で公表する等の活動については、当該講座や部局と相互に確認の上、自由に行っていただいてもかまわない。 また、講座で用いられた資料等に関する特別な権利のようなものは発生しない。 寄付講座等要項では、寄付講座は「寄附」により運営されるものとされ、寄附の受入に関しては、寄附取扱規則第5条の1の通りとなっている。	共同研究契約書に従うこと。	同左